

3Dものづくり技術活用推進アドバイザー派遣事業

登録アドバイザーの募集

県内中小企業の3Dものづくり技術を活用した新製品・試作開発に係る生産性・開発力向上の取り組みを支援するためのアドバイザーを募集・登録し、登録アドバイザーの中から取り組み内容に適したアドバイザーを選定・派遣します。

● 対象事業者

3Dものづくり技術に関する経験・知識を有する者であって、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー事業実施要綱に記載の企業。

(本事業のアドバイザーは個人ではなく企業としてのご登録となります。)

● 業務内容

県内中小企業が取り組む3D関連機器を活用した新製品開発や工程改善のアイデアに対して、アイデアの具現化に向けた機器の活用方法の提案、機器操作のトレーニング、3Dプリンターなどの機器を使用した指導・助言を行って頂きます。

(業務の具体例)

- ・ 新製品開発に3Dプリンターを活用した事例の指導
- ・ 製造工程改善のために3Dプリンターの活用事例の指導
- ・ 3Dスキャナー等を活用した製造工程・品質管理業務の効率化

など、3Dものづくりに関する取り組みの指導・助言のほか、アドバイザーの保有する3D関連機器を利用した指導や機器の貸与等も業務に含まれます。



● 応募方法

要綱および様式等を下記HPでご確認の上、地方独立行政法人山口県産業技術センターにアドバイザー登録申請書を提出してください(郵送または持参)。

山口県産業技術センターHPアドレス：<https://www.iti-yamaguchi.or.jp>

尚、アドバイザーの登録は業務の委託をお約束するものではありません。

ご不明な点がある場合は、早めに下記連絡先までご連絡・相談いただけますようお願いいたします。

● 申請期間

2020年10月30日(金) ~ 2020年11月13日(金)

申請書送付先・お問合せ先

地方独立行政法人山口県産業技術センター 企業支援部 加工技術グループ

TEL 0836-53-5054 / FAX 0836-53-5071 / E-Mail:v3d-support@iti-yamaguchi.or.jp

● 申請から事業完了までの流れ

【申請者】登録申請書（様式4）をダウンロードの上、作成



【申請者】登録申請書を郵送または持参で提出



【産技】申請者にアドバイザーの登録を通知



【産技】支援内容に応じて登録アドバイザーの中からアドバイザーを選定



支援企業・アドバイザー・産技センターの3者で支援内容を協議



【アドバイザー】支援計画書を作成して産技センターへ提出



【産技】支援計画書（費用）の内容を精査した上でアドバイザーへ派遣を依頼
（アドバイザーと業務委託契約を締結します。）



【中小企業・アドバイザー】アドバイザー業務を実施



【アドバイザー】アドバイザー業務完了報告書の作成・提出



費用の支払い・事業完了

● 注意事項

- (1) アドバイザーの派遣は令和3年2月28日までに完了してください。
- (2) アドバイザーの登録は業務の委託を約束するものではありません。
- (3) 支援内容の協議、支援計画書の作成にかかる費用については支給の対象になりません。
- (4) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (5) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分ご注意ください。
- (6) 本事業開始後において、申請要件を満たしていない事実や不正等が発覚した場合は、実施途中であっても事業を中止することがあります。